



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第11号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

規則

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (三九・会計課) 一

告示

◎佐賀県財務規則に基づくかいかいの指定 (二九一・会計課) 二二

◎佐賀県財務規則に基づくかいかいの出納員となる者の指定 (二九二・ ") 二二

◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正 (二九三・ ") 二四

公布された規則のあらまし

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第三十九号)

1 本庁等の各課に企画・経営グループ等を加えるとともに、本庁等の各課の長に副本部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監、出納局長及び副教育長を加えることとした。(第二条関係)

2 議会に関する事務を統括本部が所掌することに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二十一条及び第二十三条関係)

3 直接払を行う場合の手續を改めることとした。(第六十四条関係及び様式関係)

4 支出負担行為の執行区分を改めることとした。(別表第一関係)

5 事前承認を受けるべき事務の決裁区分を改めることとした。(別表第六関係)

6 1から5までに掲げるもののほか、県の組織改編に伴い所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。

○規則

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十九号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「佐賀県庁組織規則(昭和三十年佐賀県規則第四十七号)を「佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)」に、「第二条第一項第四項及び第五項」を「第二条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第二号中「部長 佐賀県部設置条例(昭和二十八年佐賀県条例第一号) 第二条に規定する部の部長、環境生活局長、水産林務局長」を「本部長 佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号) 第一条に規定する本部の長」に改め、同条第三号中「第二条第一項、第四項及び第五項」を「第二条第一項、第三項及び第四項」に、「並びに議会議務局」を「議会議務局並びに企画・経営グループ等(組織規則第二十二條第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第二十三條第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号) 第十二條の二第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。次号において同じ。)」に改め、同条第四号中「第二条第一項、第四項及び第五項」を「第二条第一項、第三項及び第四項」に、「並びに議会議務局総務課長」を「議会議務局総務課長、佐賀県本部設置条例第一条に規定する本部の副本部

長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監、出納局長並びに副教育長」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、副本部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監、出納局長及び副教育長については、企画・経営グループ等が置かれた場合に限る。

第二条第五号及び第六号中「出先機関等」を「現地機関等」に改め、同条第十二号中「各課の長」の下に「及びかいの長」を加え、「各課の所掌事務を行う収支等命令者」を「本庁等の各課の長及びかいの長」に改め、同条第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「副知事、部長」を「本部長」に、「副知事及び部長」を「本部長」に改め、同条第三項中「令達」を「配当」に改める。

第五条中「副知事、部長」を「本部長」に、「副知事等」を「本部長等」に改める。

第六条第一項中「主務課長」を「本部長」に、「出先機関等」を「現地機関等」に改め、同条第二項中「出先機関等」を「現地機関等」に、「主務課長」を「本部長」に改める。

第十条中「(庶務担当の係長を設置しない課にあつては、庶務に従事する係長に相当する職以上の職)」を削る。

第十八条中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「部長」を「本部長」に改める。

第十九条中「部長」を「本部長」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第五号及び第六号を削る。

第二十条中「部長」を「本部長」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第二十一条第一項及び第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「部長にその内容を通知するとともに、これを議会に提出する手続をとらなければならない」を「これ

を統括本部長に送付しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。
4 統括本部長は、前項の規定により予算案の送付を受けたときは、直ちに、これを議会に提出する手続をとらなければならない。

第二十三条中「総務部長」を「統括本部長」に、「部長」を「本部長」に改める。

第二十四条第一項中「本庁等の各課の長」を「本部長」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「本庁等の各課の長」を「本部長」に改める。

第二十五条第一項中「本庁等の各課の長」を「本部長」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「本庁等の各課の長」を「本部長」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(歳入科目等の通知)

第二十六条 本部長は、第二十四条第二項又は前条第二項の規定により承認された執行計画に基づき、歳入科目及び収入目標額を関係する本庁等の各課の長及びかいの長に通知しなければならない。

第二十七条第一項中「又は令達」を削る。

第二十八条第二項中「各課の長」の下に「及びかいの長」を加える。

第二十九条第一項中「各課の長は」を「各課の長及びかいの長は」に、「各課の長に」を「各課の長又はかいの長に」に改め、同条第三項中「各課の長」の下に「及びかいの長」を加え、「総務部長」を「財務課長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、本部内において再配当を行ったときは、この限りでない。

第三十条を次のように改める。

(継続費等の執行通知)

第三十条 本部長は、継続費又は債務負担行為に係る予算を本庁等の各課の長又はかいの長に執行させようとするときは、本庁等の各課の長又はかいの長

に対して執行することができるとする総額又は限度額を通知しなければならない。
第三十二条第二項及び第三十三条から第三十六条までの規定中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。
第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第三十九条中「部長」を「本部長」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第五十五条中「又は令達」を削り、「第二十三条の規定により通知された総額若しくは限度額又は第三十条第二項の規定により通知された限度額」を「第三十条の規定により通知された総額又は限度額」に改める。

第五十七条第二項第三号及び第六十三条第一項第二号中「又は令達予算額」を削る。

第六十四条第二項各号を次のように改める。

一 出納長は、直接払通知書(様式第五十四号)に関係書類を添付して、これを取引店に送付する。

二 出納長は、支払書(様式第五十四号の二)を交付し、これと引換えに債権者から領収書を受領する。

三 取引店は、第一号の直接払通知書及び関係書類により金額を確認し、第二号の支払書と引換えに債権者に支払を行い、直接払済書(様式第五十四号の三)により出納長にその報告をする。

第七十条第一項第六号中「出先機関等」を「現地機関等」に改める。

第七十二条第一項第一号中「又は企画調整主査」を削り、同項第三号中「出先機関等」を「現地機関等」に改める。

第一百条第二項中「副知事、部長」を「本部長」に改める。

第一百二十六条に次のただし書を加える。

ただし、県外に取扱店舗を有する指定金融機関等及び収納代理金融機関に

あつては、この限りでない。
第二百一条第一号中「又は企画調整主査」を削る。
別表第一を次のように改める。

別表第1

支出負担行為執行区分表

区 分	知 事	本 部 長	本 庁 等 の 各 課 の 長	か い の 長
1 報酬			全額	全額
2 給料			全額	全額
3 職員手当等			全額	全額
4 共済費			全額	全額
5 災害補償費			全額	
6 恩給及び退職年金			全額	
7 賃金			全額	全額
8 報償費			全額	全額
9 旅費			全額	全額
10 交際費			全額	全額
11 需用費			全額	全額
12 役務費			全額	全額
13 委託料			全額	全額
14 使用料及び賃借料			全額	全額
15 工事請負費		5億円以上	5億円未満	5億円未満
16 原材料費			全額	全額
17 公有財産購入費			全額	全額
18 備品購入費			全額	全額
19 負担 金、補 助及び 交付金	負担金及び交付金		全額	全額
	建設事業に係る補助金	1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	1億円未満
	上記以外の補助金	5,000万円以上	5,000万円未満	3,000万円未満
20 扶助費			全額	全額
21 貸付金		1億円以上	1億円未満	1億円未満
22 補償、補填及び賠償金			全額	全額
23 償還金、利子及び割引料			全額	全額
24 投資及び出資金		3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円未満
25 積立金		500万円以上	500万円未満	500万円未満
26 寄附金		500万円以上	500万円未満	500万円未満
27 公課費			全額	全額
28 繰出金			全額	全額

注 1 この表に掲げる金額は、支出負担行為をしようとする個々の金額とする。

2 物品の処分については、当該物品の取得金額によるものとする。

3 佐賀県行政組織規則第2条第2項に規定する部の長は、本部長の区分に係る支出負担行為に関する事務については、当該部の所掌する事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。

別表第二の出納員の項中「企画調整課長」を「課長」に改める。
別表第六を次のように改める。

別表第6

事前承認事務決裁区分表

事前承認を受けるべき契約		知事	本部長	本庁等の各課の長	かいの長
1	報償品購入契約			全額	全額
2	需用費の支出に係る契約(単価契約以外の契約の場合は、食糧費の支出に係る契約及び給食用賄材料購入契約を除く。)			全額	全額
3	役務費の支出に係る契約			全額	全額
4	委託契約(法令の規定に基づくものを除く。)			全額	全額
	単価契約				
	上記以外の契約		4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円未満
5	使用料及び賃借料の支出に係る契約			全額	全額
6	工事請負契約	5億円以上	5億円未満	2億円未満	2億円未満
7	原材料購入契約			全額	全額
8	公有財産購入契約				
	2万平方メートル以上の土地の購入契約	7,000万円以上	7,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円未満
	上記以外の契約		5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円未満
9	備品購入契約			全額	全額
	単価契約				
	上記以外の契約	7,000万円以上	7,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満
10	負担金の支出に係る契約(法令の規定に基づくものを除く。)		6,000万円以上	6,000万円未満	6,000万円未満
11	扶助費の現物給付に係る物品購入契約			全額	全額
12	補償契約		1億円以上	1億円未満	1億円未満

注 1 この表に掲げる金額は、契約1件当たりの金額とする。ただし、8の項(土地の購入に係るものに限る。)に掲げる金額は、購入しようとする土地が一団を構成している場合で、その購入の目的が同一であるときは、当該一団の土地当たりの金額とする。

2 佐賀県行政組織規則第2条第2項に規定する部の長は、本部長の区分に係る事前承認事務については、当該部の所掌する事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。

様式第十二号中「農政課長」を「生産者支援課長」に改める。
様式第五十四号を次のように改める。

直接払通知書

年度 年度 支払処理区分 支払日 年月日 作成日 年月日 頁

NO	命令番号	所 属	収支区分	会計	支出区分	金 額 円	債 権 者		備 考
							受 取 人	上段…住所 下段…氏名 上段…住所 下段…氏名	
合計									

支払書と引換えに現金をお支払いください。

年 月 日

取 引 店 様

佐賀県出納長



様式第五十四号の次に次の二様式を加える。

様式第54号の2

支 払 書

番 号		支払処理区分	
年 度		年度	命 令 番 号
会 計		収 支 区 分	
所 属			
受取人	住 所		
	氏 名	様	
金 額			
摘 要			

上記の金額を、取引店（佐賀銀行県庁支店）でこの支払書と引換えにお受け取り
ください。

なお、この支払書の有効期限は発行日当日限りです。

年 月 日

取引店出納印

--

佐賀県出納長

印

注意事項 この支払書を亡失したときは、直ちにその旨を取引店（佐賀銀行県庁支店）に
通知し、支払の停止を請求してください。この場合において、その支払がまだな
されていないときは、亡失した旨を出納局会計課へ届け出てください。

様式第54号の3

直接払済書

年度	年度	支払処理区分	支払日	年月日	作成日	年月日	頁
----	----	--------	-----	-----	-----	-----	---

NO	命令番号	所属	收支区分	会計	支出区分	金額 円	債権者		取引店出納印
							受取人	上段…住所 下段…氏名 上段…住所 下段…氏名	
合計									

上記のとおり支払書と引換えに現金を支払いました。

年 月 日

佐賀県出納長 様

取引店



附則第四項を次のように改める。

4 この規則に規定する様式に決裁欄がある場合には、必要に応じ、所要の調整をして使用することができる。

附則第五項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の佐賀県財務規則の規定は、平成十六年度以降の予算(同年度に繰り越された平成十五年度以前の予算を含む。)に係る財務に関する事務の処理について適用し、平成十五年度以前の予算(平成十六年度に繰り越された平成十五年度以前の予算を除く。)に係る財務に関する事務の処理については、なお従前の例による。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百九十一号

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)第二条第五号の規定により、か、いを次のように指定し、平成十六年四月一日から施行する。

なお、佐賀県財務規則に基づくか、いの指定(平成四年佐賀県告示第二百二十三号)は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

所管本部等	<u>か</u> 、 <u>い</u>	名
統括本部	職員研修所	

くらし環境本部

消防学校、環境センター

健康福祉本部

保健所、福祉事務所、総合福祉センター、日の隈寮、いずみ荘、希望の家、春日園、九千部学園、佐賀コロニー、虹の松原学園、みどり園、総合看護学院、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所

農林水産商工本部

大阪事務所、有田窯業大学校、窯業技術センター、工業技術センター、産業技術学院、上場営農センター、農業試験研究センター、果樹試験場、茶業試験場、畜産試験場、家畜保健衛生所、水産振興センター、林業試験場

県土づくり本部

農林事務所、土木事務所、建設技術センター、西部地区タム事務所、佐賀空港管理事務所

経営支援本部

東京事務所、県税事務所

教育委員会

県立学校、教育事務所、教育センター、図書館、博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館

警察本部

警察署

●佐賀県告示第二百九十二号

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)第十条第二項の規定により、か、いの出納員となる者の職を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。

なお、佐賀県財務規則に基づくか、いの出納員となる者の指定(平成四年佐賀県告示第二百二十四号)は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

か い の 出 納 員

所管本部等	か い の 名 称	出納員に指定する職
統括本部	職員研修所	総務課長
くらし環境本部	消防学校、環境センター	総務課長
健康福祉本部	保健所、総合福祉センター、日の隈寮、春日園、九千部学園、虹の松原学園、みどり園、食肉衛生検査所	総務課長
	福祉事務所	地域福祉課長
	いずみ荘	副 庄 長
	希望の家、佐賀コロニー	管 理 課 長
	総合看護学院	事 務 長
	精神保健福祉センター	副 所 長
農林水産商工本部	大阪事務所	副 所 長
	有田窯業大学校、工業技術センター、農業試験研究センター、畜産試験場、家畜保健衛生所、水産振興センター、林業試験場	総務課長
	窯業技術センター、上場営農センター、果樹試験場、茶業試験場	係 長
	産業技術学院	総務開発課長
県土づくり本部	農林事務所、土木事務所（武雄土木事務所を除く。）、建設技術センター、西部地区ダム事務所、佐賀空港管理事務所	総務課長
	土木事務所（武雄土木事務所に限る。）	総務管理課長
経営支援本部	東京事務所	課 長
	県税事務所	吏 員
教育委員会	県立学校	事 務 長
	教育事務所	管 理 主 任
	教育センター、図書館、博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長
警察本部	警察署	会 計 課 長

注 出納員に指定する職にある者が複数の場合は、県税事務所における場合を除き、庶務に従事する最上席の職にある者とする。

●佐賀県告示第二百九十三号

取引店及び緊急支払店の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

二の表の株式会社佐賀銀行県庁支店の項中「博物館」を「博物館 佐賀城本丸歴史館」に改める。

購読料 一か年六、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)